

第 2 0 回

総 会 議 事 録

日 時 令和4年1月13日（木）13時15分

場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和2年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 敏嗣	
出	5	今野 智夫	
出	6	丹野 都弘	第3ブロック長
出	7	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	8	草刈 典美	運営委員
出	9	丸子 宏	編集委員
出	10	長澤 弘	農政委員会委員長、運営委員
出	11	鎧水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	編集委員
出	15	新関 さとみ	編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会副委員長、運営委員
出	17	上藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	運営委員
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	第1ブロック長、編集委員
出	21	森田 誠	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第20回総会（定例）

日 時：令和4年1月13日（木）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第20回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議 第94号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第95号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 第96号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第97号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地法第4条の規定による許可について

(7) 農地法第5条の規定による許可について

6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和4年2月14日（月）

次回の委員調査について 令和4年2月10日（木）

7 その他

(1)令和3年度農地パトロール（利用状況調査）結果

8 閉 会

第20回総会議事録

(令和4年1月13日(木) 市庁舎 10階 委員会開催室)

出席委員 24名

欠席委員 0名

開 会 午後1時15分

事務局	現在の出席委員数をご報告いたします。 在任委員数24名、出席委員数24名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。 ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。
議長	(開会) 及び (あいさつ)
議長	それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、議事録署名委員については、3番高橋委員、4番井上委員にお願いし、書記に加藤主幹を任命します。 それでは、議事に入ります。 議第94号農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は2ページ、議第94号農地法第3条の規定による許可申請についてお願いします。 案件は2ページから4ページに記載した10件となります。 2ページをご覧ください。 66号と67号は、先月第19回総会において「許可保留」とした楯山地区千石の現況田4筆65.4aについて、同一世帯の妻及び子に部分受贈する案件であります。 当該農地は、「仮称山形北インター産業団地整備の事業予定地」のエリアにあり、許可後、ごく短期間の耕作しかできない農地であることなどから、東北農政局へ照会し、許可可能との回答を得ております。なお、東北農政局の回答を別紙にまとめております。 69号と70号は、村木沢地区長根の現況畑5筆20.2aについて、隣接地の買受となる案件であります。

議 長 事 務 局	双方ともサクランボ畑となっておりますが、69号は高齢の譲渡人が地区外に居住、また、70号は昨年譲渡人が相続した農地で、栽培継続に支障をきたしているため、隣接地で同じくサクランボを栽培している譲受人が買受けるものです。 71号は、西山形地区柏倉の田畑2筆43.3aについて、隣接地の買受となる案件であります。 市外在住の譲渡人が、昨年相続した山形市内の農地の処分を希望したため、隣接地で農業経営を譲受人が買受けるものです。稲作と蔬菜栽培を行います。 3ページをご覧ください。 72号は、高瀬地区下東山の現況畑2.5aについて、隣接地の買受となる案件であります。なお、議案書には現況田と記載しております畑と訂正ください。 譲渡人が狭小農地の整理を希望したため、隣接地で農業経営を譲受人が買受けるものです。蔬菜栽培を行います。 73号は、楯山地区青野の田畑40aについて、新規就農に係る所有権移転となる案件であります。委員調査を行っております。 74号は、出羽地区千手堂の田20.3aについて、隣接地の買受となる案件であります。委員調査を行っております。 75号は、鈴川地区浜崎の畑12$\frac{1}{2}$aについて、同一敷地内に居住する子へ部分受贈する案件であります。なお、議案書には現況田と記載しております畑と訂正ください。 当該農地ではトマトが栽培されており、将来後継者となる譲受人である子が持ち分3分の2を、残り持ち分3分の1を父が所有することになります。 4ページをご覧ください。 76号は、楯山地区千石の現況田20.9aについて、同一世帯の子へ部分受贈する案件であります。 当該農地は、2ページの66号・67号と同様「仮称 山形北インター産業団地整備の事業予定地」のエリアにあります。なお、34ページの18条解約95・96号が関連案件で、稲作を令和4年のみ自作することになります。以上の10件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。 東北農政局の回答があったようです。ここで、66号と67号、76号の審議に関連する資料について事務局から説明をお願いします。 農地法第3条許可申請の取扱いに係る助言について東北農政局よりへ依頼し回答が返ってきましたので、報告いたします。当市では新たな産業団地の整備が計画され、令和3年9月15日に農業振興地域農用地区域からの除外申請がされました。この度、その対象農地について、農地法第3条の許可申請による世帯員への贈与に係る相談が寄せられており、適正な事務を行うため、助言をもとめまし
-------------------------	---

	た。 (1) 1作でも栽培可能であれば3条許可の判断は可能か。また、基準を設けることは可能か。 これに対し、申請者に許可に値する栽培計画等があれば、栽培期間の長短に依らず許可の判断は可能です。このため「3年3作」のような一律期間を設けるのは好ましくないと考えます。このことについては、山形市の事務取扱要綱にも記載がございますので今後取扱いについて検討していきたいと思います。 (2) 農業に常時従事していない世帯員が、世帯内での贈与を受ける場合、農地法第3条第2項各号の要件に該当しなければ許可できると規定されている。一方で、農地法の目的に照らすと、世帯内贈与であっても、譲受人個人が将来にわたってその世帯の農業継承していく必要があると考えているが、許可の判断についてどのように考えるか。 このことに対し、最終的な許可の判断は、許可基準等に基づいて行われる必要がある。このため、当該基準に満たない状態で確約書提出により判断し、申請を許可するのは不当と考えます。以上が東北農政局からの回答となっております。
議長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 73号について12番日下部委員から報告をお願いします。
日下部委員	12番日下部です。73号案件について申請地は、議案書記載のとおりです。譲受人は山形市[]の[]さん[]歳です。新規就農ということですが、これまでは家庭菜園程度のことしかやっていないという話でした。田畑で4,006㎡になります。田ではそばを栽培するそうです。譲渡人所有の宅地を購入し、その宅地に付随する田と畑を譲り受けることになっています。宅地側からしか今申請農地に侵入することが出来ない。住宅と田畑に加えて農業機械も譲り受けることとなっている。若干の山林も含めて総額で880万円とのこと。トラクター、刈払機なども確認してきました。譲渡人については、農業を廃止したい考えがあるようです。 新規就農で4反歩では、厳しいかなと思いましたが塗装業の仕事もしていて兼業農家になることで、山形農協の組合員になり楯山そば組合にも加入し、耕うん、播種関係は自分で行い、収穫と乾燥は組合にお願いする予定であることを確認しました。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。
議長	次に、74号について14番 小松委員から報告をお願いします。
小松委員	14番小松です。74号案件について調査結果を報告します。土地の所在は、大字千手堂字井森塚で譲受人は寒河江市[]さん[]歳です。譲渡人については、漆山の[]さ

	ん、[REDACTED]さんで持ち分2分の1ずつとなっています。今案件については、令和3年1月総会において所有権移転を行った隣接農地で今回は田（はえぬき）の経営拡大となっています。現在の経営面積については、昨年1月許可の隣接地3反5畝も含めて、田が7,299㎡、畑283㎡合計で7,582㎡となっています。トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、バインダーなど一通り所有している。保管は大江町とのことで移動距離は寒河江市から15分、大江町からは40分程度。売買価格は、10aで[REDACTED]円総額[REDACTED]円になります。金額的には、かなり高いように思われますが、昨年の許可時と同等の金額であった。昨年まとめて買わなかったのか、尋ねたところ、譲渡人が昨年は耕作意欲があったが、体調壊したことや後継者がいないなどを理由に譲り渡すこととしたようです。昨年許可した田の耕作状況を尋ねたところ、機械の運搬に関して大変さは感じなかった。春の人足には出て、田んぼの畦畔についても除草剤ではなく草刈りを行っているとのことでした。収量については、1反歩あたり10俵ぐらい。稲刈りについては、刈り取りと生産調整を地元方に依頼しているとのこと。販売ルートについては、経営している保険会社の方や実家の関係者にお配りして、自分で食べる分については、ほどほど残らなかったとのこと。許可が下りれば併せて5反5畝になるが、今回は農協を通じて出荷し、自分で食べる分もしっかり確保したいとのことでした。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。
議長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
推名委員	20番推名です。73号の譲受人の[REDACTED]さんですが、まだ30代とのことですが、次世代給付金などの申請はされているのか。そば組合に加入することですが、ほぼ委託になるのか。本業は塗装業とのことだが従業員などを抱えているのか。
日下部委員	次世代給付金等については、確認していなかったもので事務局でわかりになるでしょうか。
事務局	給付を受けるといった報告は、受けておりません。
日下部委員	耕うん、播種は自分で行い、刈り取りと乾燥をそば組合にお願いすることを本人より伺っています。従業員については、経営者ではなく勤めに行っているとのこと。将来的には独立したい考えはあるようでした。
森田委員	21番森田です。同じく73号の譲受人の[REDACTED]さんの家族構成はどうなっているのか。

日下部委員	奥さんと子供の3人家族だそうです。
今野委員	5番今野です。74号案件の1反歩[REDACTED]円はかなり高いと思うが、かなり条件のいい場所なのか。
小松委員	場所は出羽コミュニティーセンターの真向かいで、出羽小学校の南に位置し県道沿いになります。現在経営している保険会社のお客さんから今申請地を紹介していただいたようです。
今野委員	実際の相場はどのくらいなのか。あまりにも相場とかけ離れすぎているのは、問題でないのか。
丸子委員	9番丸子です。去年の許可については、私と阿部委員が担当しましたが、出羽地区でも一等地になります。出羽小学校の南側になり、隣接する農地で、通りにはローソン、駐在所、山形銀行、ヤマザワなどもあります。漆山駅からも約500mの場所になります。ただ農振農用地であり除外しての農地転用はなかなか難しいのではないかと思います。 耕作状況については、これまで作っていた方に作業委託している状況なども聞いています。
議 長	他にございますか。 無いようですのでお諮りします。 議第94号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第94号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議 長	次に進みます。 議第95号農地法第4条の規定による許可申請について、上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は5ページ、議第95号農地法第4条の規定による許可申請についてお願いします。 案件は6ページに記載した1件となります。 7ページをご覧ください。 7号は、滝山地区八森の現況田25.3aについて、畑地造成に係る一時転用を行うものです。委員調査を行っております。 以上の1件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	7号について12番 日下部委員から報告をお願いします。

日下部委員	12番日下部です。申請人は、[REDACTED]の[REDACTED]さん、転用目的は畑地造成の一時転用です。申請地はくぼ地にある農地であるため、農業機械の通行も困難であり、生産性の低い土地であります。数年にわたり一体的に農地改良を実施しており、この度、前回実施個所の完了により、引き続き新たな個所の盛土を行い、農作業の効率化、生産性の向上を図るために一時転用により造成工事を行うものです。 なお、通常の畑地造成等工事は、農地改良届出書の提出のみとなっており、工期は最長1年ですが、本案件は、規模等からそれを超える工期が予定されているため、4条許可申請として受け付けています。造成工事業者は、山形市五十鈴一丁目2番3号 株式会社 三和で土木業を営む法人です。申請地は、東北芸術工科大学から東へ約2kmの場所に位置し農振農用地です。土地改良区は地区外となります。被害防除は、汚水・生活雑排水は、排出なし、雨水は、地下浸透と水路へ流出する暗渠等となっています。造成費は、全額を(株)三和が負担します。建設残土を利用し約6mの盛土を行い、その上に30cmの表土を被せる内容となっています。期間は、令和7年3月31日までになります。以上、調査の結果、畑地造成に伴う一時転用であるため、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
今野委員	5番今野です。大雨等による土石流の問題が騒がれている。一時転用で畑地として改良していくうえで条件等は問題ないのか。
日下部委員	これまでの経過からも地元に対しても十分な説明を行って実施しているようです。また、雨水も暗渠排水等の対策を行い、水路の付け替え等も行うなど構造上も十分配慮しているようです。
事務局	今申請地については、先月の総会で報告いたしましたが、熱海市の土石流問題を踏まえて、県が実施した現地調査の対象地となります。現地調査には地元の農業委員・最適化推進委員からも立ち合っていたところとあります。県からも安全であることを確認いただいているところとあります。雨水は、地下浸透ですが、実際は湧水があったりする地域で、これまで下の方のかかなりの谷底から盛土を行ってきっている中で、150mmの穴あきの暗渠排水を行うなど万全な排水対策を行っていることも確認しております。 (今野委員了承)
草薙委員	8番草薙です。農地改良と一時転用で今回は農地法第4条で申請があがってきているが、区分け等はあるのか。被害防除対策や費用

	負担の問題、今後の営農計画や農地への復元計画などについてお聞きしたい。
事務局	畑地造成については、農業委員の皆さまから確認をいただき農地改良届け出により実施を行っているところです。農地改良届は最長でも1年以内で実施できるものとして、取り扱いを実施しており、それ以上かかる場合は、最長3年の一時転用の扱いの中、農地転用許可の扱いで畑地造成を行っております。 (草薙委員了承)
金子委員	16番金子です。田から畑へ農地改良後の営農計画について、お聞きしたい。年齢は何歳なのか。
日下部委員	わらびなどの山菜を作付け予定です。年齢は確認できておりませんので、後ほど事務局よりお願い致します。
長澤委員	10番長澤です。株式会社三和が施工するとのことですが、自社で請け負った残土以外は使用しないのか。
事務局	株式会社三和が請け負っている建設残土のみを使用することを確認しています。
長澤委員	過去にこの現場ではないが、施工業者以外の業者が残土を持ち込んで、その処分料を徴収しているような事案などがあったように思う。今申請にあたっては、確実に株式会社三和として請け負った工事の建設残土で、農地改良事業を実施していく確認をしっかりと取ってほしい。 (事務局了承)
工藤委員	17番工藤です。かなり盛土が深くて建設残土を入れ込んでいるとのことですが、建設残土・廃土には重金属・カドミウムなどによる汚染など懸念されるが安全性についての分析・確認等はどうなのか。
事務局	コンクリート殻など産業廃棄物に該当してくるものについては、そもそも埋めることが出来ない。
工藤委員	物理性の問題ではなく、化学性の問題の確認がされているかをお聞きしたいのですが。
事務局	事務局にそこまでの権限がないので、事業者の方に申し入れをしていきたいと思います。

議 長	(工藤委員了承) この現場については、数年前の農業委員における現地研修で確認をしている場所になっています。現地の状況・農作物の作付け状況などについても今回も以前のように進むという事でご理解いただきたいと思います。 他にございますか。 無いようですのでお諮りします。議第95号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第95号農地法第4条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議 長	次に進みます。 議第96号農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。 事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書は8ページ、議第96号農地法第5条の規定による許可申請についてお願いします。 案件は9ページから10ページまでの6件で、位置図は11ページからになります。 11ページをご覧ください。 66号の申請地は、東沢小学校の南東400m程に位置する東沢地区下宝沢の現況畑3筆3.2aであります。 転用目的は、市内建築業者による資材置場の設置です。隣接する宅地・建物と当該農地を確保し事業拡大を図る計画です。2種農地と判断しております。 次に12ページをご覧ください。 67号の申請地は、県立中央病院の東600mに位置する楯山地区青柳の現況畑1.4aであります。 転用目的は、酒田市に本社を置く建設業者による仮設事務所の設置です。村山高瀬川整備に係る橋梁工事を請け負った借受人が令和4年3月31日まで一時転用いたします。1種農地と判断しております。 次に13ページをご覧ください。 68号の申請地は、山形県リハビリセンターの西170mに位置する高瀬地区大森の現況畑1.5aであります。 転用目的は、資材置場の設置です。主要地方道山形山寺線工事に伴い、譲受人が経営する事業所の用地が減少したため、新たに取得するものです。なお、当該農地の周辺は雑種地で、譲受人の所有と

議 長	なっております。2種農地と判断しております。 次に14ページをご覧ください。 69号の申請地は、山形刑務所の南東580m程に位置する出羽地区漆山の現況畑2.3aであります。 転用目的は、市内電気工事業者による駐車場の設置です。以前より社用車や従業員用駐車場が不足している状況であったことから、新たに従業員用10台程度分を造成する計画となっております。2種農地と判断しております。 次に15ページをご覧ください。 70号の申請地は、楯山地区西越の現況田9.9aであります。 転用目的は、自動車整備工場の新設です。委員調査を行っております。 次に16ページをご覧ください。 71号の申請地は、出羽地区漆山の現況畑10aであります。 転用目的は、建築条件付の宅地分譲4区画です。委員調査を行っております。 以上の6件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。 それでは、調査委員の報告をお願いします。 70号について12番 日下部委員から報告をお願いします。
日 下 部 委 員	12番日下部です。申請人は、山形市西越25番地の株式会社いそのボデー 代表取締役 磯野栄治です。転用目的は、敷地拡張して自動車整備工場の建築になります。譲受人は、申請地の隣接地で自動車修理業等を営む法人で、事業拡大により新たな整備工場の新築を計画いたしました。既存敷地内に用地を確保することが困難な状況にあったため、敷地を拡張する方針とし、当該地所有者と協議した結果、賃借の承諾が得られたため申請に至っております。申請地は山形北インターチェンジ料金所から南へ約500mの場所に位置し、土地改良事業施行地ではありますが、事業用施設等が連たんしている区域にあることから3種農地と判断しております。被害防除対策として汚水・生活雑排水は、公共下水道で、雨水は、地下浸透であります。施設内に排水路を設け途中でオイルトラップを設置し油をしっかりと分離する計画であることを確認しております。開発許可の見込みがあり、山形市東部土地改良区からの意見書も確認しております。 以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長 小 松 委 員	次に、71号について14番小松委員から報告をお願いします。 14番小松です。転用目的は、宅地分譲4区画の建築条件付きとなります。申請人は、天童市芳賀タウン北三丁目2番11号 株式会社須藤不動産 代表取締役 須藤芳男さんで事業収益を図るため

		請人の■■■■さん所有の雑種地となっています。■■■■さんは有限会社安孫子清掃の代表取締役となっています。県道拡幅に伴い自己所有の雑種地も一部収用され、自社事業用資材置き場も一部縮小されております。
議	長	他にございますか。 無いようですのでお諮りします。議第96号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議第96号農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
議	長	次に進みます。 議第97号農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、上程します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案書は17ページ、議第97号農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定についてお願いします。 案件は18ページの1件で、位置図は19ページになります。 19ページをご覧ください。 8号の申出地は、本沢地区長谷堂の現況畑2.9aについて、一体利用農地の下限面積を0.1aとする区域指定の申出であります。委員調査を行っております。委員調査を行っております。 以上の1件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。それでは、調査委員の報告をお願いします。
議	長	8号について14番 小松委員から報告をお願いします。
小 松 委 員		14番小松です。一体利用農地についてになります。申請地は、■■■■番地 ■■■■さんになります。申出人は平成28年に夫から農地を相続した。農業の後継者もなく、ひとりで農地の管理を行っているが、少しずつ農地の整理を行いたく考えていたところである。この度、申請地について、祖父の代からの約束で、隣接する宅地に居住する方からこのまま購入して耕作したいとの申し出があり、申請に至っております。農用地区域外でこのまま作付けされないと遊休化の恐れがある。現在、作付けされているが、周辺地域の農地の農業上の利用と比べて劣っている状況です。案合図上(A)宅地で、所有者：Aさん経営面積1,141㎡で申請地取得希望があります。宅地(B)畑で所有者：Bさん経営面積1,807㎡、(C)は所有者：CでBの世帯員になります。(D)はぶどう棚でDさん所有、今案件の申請者になります。(E)は畑で所有者がEさんで経営面積4,486㎡となっていますが申請地を求めて経営

	拡張する意向はありません。(F)は道、官地になり、農業機械、車両等での侵入は困難です。対象地は、このまま耕作者がいなければ遊休化の恐れがあること、30アール以下の経営面積となる小規模農業者が利用しても、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響がないことを確認しました。 以上、調査の結果、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく設定区域として指定することが適当であると判断した次第です。 調査の結果、許可相当と判断した次第です。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
高 橋 委 員	3番高橋です。左側の位置図について、申請箇所の図示が違っている様にみえるが、もう少し示す場所が北では、ないのか。
事 務 局	ご指摘のとおりです。修正願います。
議 長	他にございませんか。 無いようですのでお諮りします。議第97号について、指定することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第97号農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、指定することに決めます。 これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事 務 局	報告事項は、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。 議案書20ページをお願いします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について内容は21ページから28ページまでの23件です。 議案書29ページをお願いします。農地法第4条届出書の受理について、内容は30ページの2件です。 議案書31ページをお願いします。農地法第5条届出書の受理について、内容は32ページの7件です。 議案書33ページをお願いします。農地法第18条第6項の規定による通知の受理について、内容は34ページから36ページまでの33件です。 議案書37ページをお願いします。農地改良届出書の受理について、内容は38ページの1件です。 議案書39ページをお願いします。農地法第4条の規定による許可について、内容は40ページの3件について許可証を交付しております。 議案書41ページをお願いします。農地法第5条の規定による許

議 長	可について、内容は42ページから44ページまでの12件について許可証を交付しております。報告事項は以上でございます。
事 務 局	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。 今回の定例総会は、令和4年2月14日月曜日に開催予定です。委員調査については、調査日は、2月10 木曜日の予定です。調査委員は、13番梅津委員、15番新関委員にお願いしたいと思います。件数が多い場合などは次の方にもお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	次に、7のその他 について、事務局からお願いします。 (1) 令和3年度農地パトロール（利用状況調査）結果について 【資料説明に基づき説明】 ① 遊休農地（再生利用が可能 A分類の農地） ② 再生利用が困難なB分類の農地 について地区ごとの結果と前年度との比較増減の表を配布させていただきました。 数値は令和4年1月4日現在で作成しておりますので、※今後の点検作業や県への報告（令和3年度から3月末現在の数値を4月に報告）後、修正する場合があります。 また、①の再生利用が可能 A分類の農地については、12月末に利用状況調査を送付し1/31 まで回答を求めています。対象地区の委員委には、資料を配布しておりますので、問い合わせや相談があった際は対応をお願いします。 なお、考査結果の他に非農地決定についての流れを添付させていただきました。 農林水産省から（非農地判断について）農業委員会において、より積極的に取り組むよう通知もございます。 非農地への地目変更は①所有者が自ら、農地の現状を踏まえて法務局に出向いて「登記地目変更申請」を行うパターン、所有者が法務局へ申請し、農業委員会が現地確認し法務局へ回答。②農業委員会が主体となって非農地決定を行い農地台帳から削除する所有者は「非農地決定通知書」を法務局に持参して登記地目変更を行うパターンがあります。 農業委員会が主体となって非農地決定を行うケースでは、農業委員の皆様是非農地判断を進めるか判断いただくことになりますので、その際は、事務局に相談をお願いします。 また、今年度は、大曽根地区で非農地の可能性が高いと考えるものについて、あらかじめ打合せのうえ事務局が同行して現地確認を行ったケースもございます。 こういった場合に、事務局が現地確認に同行するかについては、今後、整理していく予定です。

議	長 他に、皆さんから何かありませんか。 何もないければ、これで第20回総会を終了します。ご苦勞様でした。 (閉会午後2時39分)
---	--